

J A 自己改革推進レポートについて

令和 2 年 5 月 2 6 日
J A 鳥 取 県 中 央 会

1. J A 自己改革実践状況

(1) J A 鳥取いなばの取り組み

① 女性会がマスク寄付

J A 鳥取いなば女性会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響でマスクが品薄となっていることを受け、手ぬぐいを使ってマスクを手作りした。

作ったマスクは4月21日、谷口節次組合長に約100枚手渡した。女性会の前田四寿子会長は「喜んでもらえてよかった。なかなか先が見えない中、J A や地域と連携し、組織や地域の充実につなげたい」と話した。



② 湖南支店 水稲情報コーナー設置

湖南支店は、2月上旬から同支店の入口に水稲情報コーナーを設置し、組合員や利用者の利便性向上につなげている。

この取り組みは、J A 全農が主催する「J A - P O P 甲子園 2 0 2 0」の自由創作部門に応募している。この大会は、肥料などの生産資材の店舗内陳列やP O P (店内広告) などによる売り場作りを全国のJ A 店舗で競い、J A 店舗の活性化による組合員満足度の向上と、当用期における実績の拡大(競合店からの切り替え)を図ることを目的とする。

富家友美支店長は「職員のチャレンジ精神を高め、組合員・利用者の皆様にさまざまな情報を提供しサービス向上に努めたい」と話した。



③ 営農経済課担当者研修会

4月20日、農家のニーズに沿った対話と情報発信を目的に、本店で営農経済課担当者研修会を催し、今春入組した新入職員を含む約30人が参加した。

講師に全農とつとりと株式会社ランドサイエンスの職員を迎え、水稻育苗箱施用剤や防除剤採用など、管内の基幹品目である水稻の栽培方法の基礎などについて理解を深めた。

経済部の泉孝治次長は「常に学ぼうとする気持ちがスキルアップにつながり、組合員サービスの向上に寄与するものと期待している」と話した。



④ 五郎助祭（ごろすけまつり）

郡家支店柿生産部は4月15日、「五郎助祭」を八頭町で開いた。

特産品「花御所柿」の生みの親といわれる野田五郎助翁の碑に、生産者をはじめ、県・町・JAの関係者ら約30人が集い、柿生産の豊作を祈願した。

地域を代表する特産品「こおげ花御所柿」は、八頭町花の農民、野田五郎助が奈良県から御所柿の枝を持ち帰り、渋柿に接木したのが始まりと伝わっている。

同生産部の細田邦男部長は「農業者の所得向上のためにも、更なる販売強化に取り組み、気持ちを新たにして生産に取り組みたい」と抱負を語った。



(2) J A鳥取中央の取り組み

① 休業中の旅館従業員らを対象に農業現場の求人を斡旋！

J A鳥取中央農業人財紹介センター（無料職業紹介所）は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、休業となった地元企業や旅館の従業員を対象に、農業現場での仕事を紹介し、雇用の確保につなげている。

5月7日から7月3日までの休館を決めた湯梨浜町の老舗旅館では、要望があった従業員を同センターにつなぎ、面談し、雇用につなげた。

休館中に選果場で働くことを決めた男性は、「休館中の補償だけでは生活が苦しいのが現状の中、働き口が見つかり、とても助かった」と話していた。

同センターの金山孝信次長は「J Aの相互扶助の精神のもと、地域の人とお互いに助け合えるよう、今後も情報収集と情報提供を積極的に行っていきたい」と話した。



② Aコープ利用者懇談会を開催！

J A鳥取中央と（株）Aコープ西日本は、Aコープせきがね店、下北条店、トピア店、赤碓店の4店舗合同で、Aコープ利用者の意見や要望を直接聞いて店舗運営に反映させ、地域に必要とされ愛される店づくりを目指すことを目的に、懇談会を開催した。利用者懇談会委員やJ A役職員、（株）Aコープ西日本の役員ら約40人が参加した。

懇談会では、Aコープ4店舗の2月～3月の売上高と来客数の報告や、利用者懇談会委員を対象とした事前アンケートの結果を報告した。その後の意見交換では、参加者から商品の品揃えや価格などについて活発な意見が出された。

この懇談会は今後、年に4回開催する予定。栗原隆政組合長は「商品の棚替えや地元商品の取り扱い強化など店舗運営について改善していく。今後も暮らしに役立つ事業展開をしていきたい」と話した。



③ 女性会久米支部がマスク作り！

女性会久米支部の役員は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による市販マスクの不足を受け、マスクを手作りした。出来上がったマスクは久米支所の窓口職員に配布した。今後も材料が調達できれば量産・配布拡大を考えていく方針である。

この日は、久米支部事務局も含め5人で作業にあたり、各自で生地やゴムを持ち寄り、立体型のマスクや、プリーツ型のマスクなどを作った。

鼻と頬の隙間を埋めるノーズワイヤーには農業用の結束バンドを使用するなど工夫をしながら、型にそって切り取った布をミシンで縫い合わせていった。

同支部の福井美幸支部長は「マスクが手に入らない中、自分たちの身を守るためと、お世話になっている支所の窓口の人もつかってほしい」と話した。



(3) JA鳥取西部の取り組み

① 総代説明会 手作りマスクを配布

第26回通常総代会に向けた説明会を、管内16支所で4月13日から17日にかけて開いた。

説明会では、令和元年度事業報告や令和2年度事業計画、自己改革の取り組み状況などを説明し、出席者と意見を交換した。

会場では出席者一人ひとりに、女性会がボランティアで手作りしたマスクを配り、新型コロナウイルスの感染予防を呼びかけた。



② 本所裏を流れる米川の清掃ボランティアを実施

4月14日、本所裏を流れる米川沿いの美化に取り組む清掃ボランティアを行った。

ボランティア活動には、本所と米子中央支所の職員約50人が参加し、鎌などを使い、ツツジの下に生い茂った雑草を刈り取りした。



③ 新型コロナウイルスの感染予防策

4月17日、緊急事態宣言の発令を受け、新型コロナウイルスの感染予防策として、支所窓口到手づくりで飛沫（ひまつ）感染防止用の透明なビニールカーテンの設置を始めた。準備ができ次第、全支所で設置を行う予定。



(4) 「中国四国ブロック労働力支援協議会」を設立（JA全農とつとり）

4月27日、中国四国ブロック労働力支援協議会を設立した。令和2年1月に設立された九州ブロック労働力支援協議会につづき、中四国における農業分野の労働力支援強化を進めていく。

協議会のメンバーは、全農、県農協、県中央会、農林中央金庫 岡山・高松支店、パートナー企業である間口（まぐち）ウエストロジ株式会社ほかオブザーバーとしてJA全国中央会、県行政、日本農泊連合、ふるさと回帰支援センター、A⁺（エーダッシュ）ワーク創造館等の協力をいただいた。

ブロック内各地域の課題共有と解決に向けた先進県・協力機関による相談・サポートの取り組み等により広域労働力支援体制を構築していく。また、各県域においてもJAの施策支援や補助金の活用を促進するため、県域労働力協議会等設置を行っていく予定としている。

(5) 食農教育を応援！！ ～小学生向け補助教材を贈呈～（JA鳥取信連）

3月26日、鳥取県庁において、食農教育教材本の贈呈式を開催し、本会 入江理事長より鳥取県教育委員会 山本教育長へ「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈した。

この取り組みは、JAバンク食農教育応援事業として毎年、県内の小学校高学年向けに教材本を贈呈しているものである。

入江理事長は「令和2年度版については、新学習要領に示された“主体的・対話的で深い学び”の趣旨を踏まえた内容となっており、ぜひ教材本を活用いただき、子どもたちが主体的に話し合いながら、農業への理解を深めていただきたい。」と述べた。

山本教育長からは、「写真や図表がふんだんに使われていることで、学校現場からも使いやすいとの声を聞く。子どもたちが農業と自分たちの生活とのつながりについて理解を深め、また、体験学習にもつなげることができる。教材本を活用しながら食育への取り組みを強化していきたい。」と感謝の言葉をいただいた。

令和2年度版は、県内127校に5,775冊の贈呈を予定しており、各小学校へは、それぞれのJAから直接、贈呈することとしている。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応

(JA共済連鳥取)

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が発令されたことを踏まえたJAの共済事業の業務継続については、JAが定めている新型インフルエンザが発生した際の事業継続計画（BCP）に準じた対応を行うように、JAに周知した。

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として金融サービス（銀行、保険等）が挙げられていることを踏まえ、継続業務を中心に人との接触を減らしつつ、継続業務を実施していく。

継続業務については、「事故受付」、「共済金請求受付」、「損害調査」を最優先の継続業務として取扱い、次点の優先業務を「共済金支払」、「新契約引受」、「既契約保全」として対応していく。

また、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた共済契約者等を支援するため、共済契約上の権利の行使期間または義務の履行期限に関して特別措置を実施している。

今後も、感染拡大の状況を踏まえ、共済事業における事業継続計画（BCP）にもとづいて順次対応していく。

【主な共済契約上の特別措置】

- ・ 共済掛金払込猶予期間を延長する。（令和2年9月16日まで）
- ・ 短期共済の継続契約の締結手続の猶予および掛金払込猶予を行う。
（令和2年9月16日まで）
- ・ 死亡共済金等の支払いについて、約款に定める「特定感染症」に含める特別取扱いを行う。これにより、災害給付特約、詐害死亡割増特約などが支払対象となる。後遺障害が残存した場合も、支払要件を満たせば支払対象となる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の罹患により宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた場合についても、入院保障の対象とする。所定の証明書を提出し、支払要件を満たせば入院共済金の支払対象となる。
- ・ 生命共済の新契約・危険増異動等の取扱いにかかる郵送事務について整理。
一部の事務手続きについては、非面談により、事務処理が可能となる。